

参議院財政金融委員会会議録第八号

令和二年三月二十七日(金曜日)

午後一時五十分開会

委員の異動

三月二十六日

辞任

大家 敏志君
森 まさこ君

補欠選任

加田 裕之君
山田 太郎君

出席者は左のとおり。

委員長

中西 祐介君

理事

有村 治子君

中西 健治君

藤末 健三君

那谷屋正義君

熊野 正士君

委員

加田 裕之君

長峯 誠君

西田 昌司君

林 芳正君

藤川 政人君

宮沢 洋一君

宮島 喜文君

山田 太郎君

大塚 耕平君

勝部 賢志君

川合 孝典君

熊谷 裕人君

古賀 之土君

杉 久武君

音喜多 駿君

小池 晃君

大門実紀史君

浜田 聡君
渡辺 喜美君

国務大臣

財務 大臣 麻生 太郎君

副大臣

財務 副大臣 藤川 政人君

事務局側

常任委員会専門 員 前山 秀夫君

本日の会議に付した案件

○所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○関税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中西祐介君) ただいまから財政金融委員会を開会をいたします。

委員の異動について御報告をいたします。昨日までに、大家敏志君及び森まさこ君が委員を辞任され、その補欠として加田裕之君及び山田太郎君が選任をされました。

○委員長(中西祐介君) 所得税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑は既に終局しておりますので、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○古賀之土君 立憲・国民、新緑風会・社民の古賀之士です。

私は、会派を代表し、ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案に対し、反対の立場から討論を行います。

本法案の基となった与党税制大綱が発表された昨年の十二月の時点で、我々三党は談話を発表しております。立憲民主党は、様々な立場にある人々が、その個性と能力を十分に発揮し、多様性を力にする社会への転換を図るための税制にシフトをすることを求めました。国民民主党は、既にこの時点で世界経済の減速を認識していたことから、減税など家計第一の政策を提案しており、社会民主党も、不公平税制からの脱却と所得・法人課税などをパッケージとした税制改革を迫っております。

多様性を力にする社会への転換を図るための税制としては、未婚の一人親への税制上の措置や寡婦控除等の見直しが不十分であることを指摘しました。今回の改正により、未婚の一人親も一人親控除の対象となったことは一歩前進であると評価できますが、寡婦控除における死別と離婚の差が残されたことは遺憾です。多様な家族の在り方を受け入れる社会をつくるため、更なる対応を行うべきです。

世界経済の減速への対応については、本委員会で議論が進む中で、新型コロナウイルスの影響が深刻となってきました。学校の一斉休校やイベント等の自粛要請によって事業継続が困難になる事業者等も出てきています。こうした経済的損失に對しては、速やかな救済措置を講じるとともに、納税猶予や滞納処分の停止など、事業者の不安を解消するよう対応することが必要ですが、政府側は、柔軟かつ迅速な処理を行うとす一般論に終始し、具体策を示すことはありませんでした。

不公平税制からの脱却と所得・法人課税などをパッケージとした税制改革について言えば、格差

の固定化防止の観点から、金融所得課税等の見直しが十分なまま議論を終わりました。我が国では、金融所得の多くが分離課税の対象となっており、一億円超の所得を有する層で所得税の負担率が軽減されています。所得再分配機能回復のため課税強化を再三指摘してきたにもかかわらず、今回も十分な議論が行われなまま見送られました。誠に残念な結果です。さらに、働き方の多様化に対応する観点から、退職所得課税をより公平な制度とする見直しも見送られました。

以上、今回の税制改正は、経済の停滞リスクへの対応が抜け落ちている上に、格差や不公平の是正など、あるべき税制の構築にも程遠いものであることを申し上げ、私の反対討論といたします。

○大門実紀史君 本改正案に反対の討論を行います。

反対する最大の理由は、現下の経済情勢が求める税制改正に逆行するものだからです。

消費税の増税に新型コロナウイルスが重なり、日本は大不況に突入しています。今求められているのは、内需、とりわけ家計と中小企業への支援に思い切った力を集中することです。とりわけ消費税の減税が求められています。

ところが、今回の税制改正案は、家計と中小企業を応援するどころか、巨額の内部留保をため込んでいる大企業に更に補助金を与えるようなところでもない中身が含まれております。

例えば、オープンイノベーション促進税制です。大企業は、それぞれの経営戦略から、既にベンチャー投資を急速に拡大させています。巨額の内部留保を積み上げ、十分な余力のある大企業が前から取り組んでいることをわざわざ支援する必要は全くありません。大手通信事業者の設備投資を支援する5G導入促進税制も同様です。そんなお金があるなら、コロナ対策に回すべきです。

以上の点などから、本改正案に反対をいたします。

○委員長(中西祐介君) 他に御意見もないようです。これから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。
所得税法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中西祐介君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

この際、那谷屋君から発言を求められておりますので、これを許します。那谷屋正義君。

○那谷屋正義君 私は、ただいま可決されました所得税法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・国民の声、立憲・国民、新緑風会・社民、公明党、日本維新の会、日本共産党及びみんなの党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

所得税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 金融所得課税については、勤労所得に対する課税とのバランスや所得再分配に配慮する観点から、諸外国の例も踏まえつつ、引き続き、その在り方を総合的に検討すること。

二 税制の公平性等を確保するため、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書を踏まえ、適用実績の把握と効果の検証を十分に行うとともに、効果が不明確なもの等は縮減・廃止するなど、租税特別措置の徹底した見直しを推進すること。

三 高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経済取引の国際化・広域化・高度情報化による調査・徴収事務等の複雑・困難化、新たな経済活動の拡大に加え、軽減税率制度の実施をはじめとする税制改正、社会保障・税一体

改革への対応などによる事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、国の財政基盤である税の歳入を確保するため、国税職員の見直し、職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保など処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。

特に、社会的関心の高い国際的な租税回避行為、富裕層への対応を強化し、更には納税者全体への税務コンプライアンス向上を図るため、定員の拡充及び職員の育成等、従来にも増した税務執行体制の強化に努めること。

四 新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を踏まえ、確定申告等の税務事務における適切な対応、国税職員の健康管理の徹底等、感染拡大防止に万全を期すとともに、税金など経済への影響を注視しつつ、納期限の延長等を含め、更なる納税の緩和について、必要に応じて迅速かつ適切な措置を講ずること。

右決議すること。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(中西祐介君) ただいま那谷屋君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中西祐介君) 全会一致と認めます。よって、那谷屋君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定をいたしました。

ただいまの決議に対し、麻生財務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。麻生財務大臣。

○國務大臣(麻生太郎君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましては、御趣旨を踏まえて配慮してまいりたいと存じます。

○委員長(中西祐介君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中西祐介君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中西祐介君) 次に、関税率法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑は既に終局しておりますので、これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

関税率法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中西祐介君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

この際、那谷屋君から発言を求められておりますので、これを許します。那谷屋正義君。

○那谷屋正義君 私は、ただいま可決されました関税率法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・国民の声、立憲・国民、新緑風会・社民、公明党、日本維新の会及びみんなの党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

関税率法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和のとれた対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

二 輸入消費税の脱税を目的とした金の密輸入や急増する覚醒剤等の不正薬物の密輸入を阻

止する観点から、税関においては、警察庁等の関係省庁との連携及び情報共有を強化しつつ、一層厳格な水際取締りを行うこと。

三 最近におけるグローバル化の進展や日米貿易協定の発効等に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、覚醒剤等不正薬物・銃器を始めとした社会悪物品等の国内持込みの阻止など水際におけるテロ・治安維持対策の遂行により、国民の安全・安心を確保するため、取締検査機器等の整備に努めるとともに、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の定員の確保、処遇改善、機構の充実及び夏季休暇等の積極的な取得に向けた体制づくりを始め職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。

四 豚熱の水際での対応、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止への対応等のため、税関における業務処理体制の整備、安全管理の徹底、職員への感染症対策に万全を期すこと。

五 牛肉及び豚肉に係る関税の緊急措置の適用期限を延長しない点につき、我が国と経済連携協定等を締結しない国については、畜産業を始めとする産業保護の観点から、輸入の動向に今後留意すること。

六 とん税及び特別とん税特例措置の創設については、国際基幹航路に就航する外国貿易船の国際戦略港湾への入港数を維持・拡大するという目的を踏まえつつ、税率引下げに伴う政策効果を不断に検証し、今後の適切な措置を検討すること。

右決議すること。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(中西祐介君) ただいま那谷屋君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中西祐介君) 全会一致と認めます。よって、那谷屋君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定をいたしました。

ただいまの決議に対し、麻生財務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。麻生財務大臣。

○国務大臣(麻生太郎君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましては、御趣旨に沿って配慮してまいりたいと存じます。

○委員長(中西祐介君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(中西祐介君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中西祐介君) 次に、国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。麻生財務大臣。

○国務大臣(麻生太郎君) ただいま議題となりました国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

国際金融公社は、民間金融機関等と連携して、開発途上国における民間プロジェクトの支援を行うことを、国際開発協会は、低所得向けに超長期かつ低利の融資や贈与等を行うことを、それぞれ主たる業務とする世界銀行グループの国際機関であります。

政府は、両機関が果たす役割の重要性や、日本が国際社会で発揮すべきリーダーシップに鑑み、

両機関の増資に係る追加出資を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

以下、本法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、国際金融公社に対し、五億六千八百八十八万八千台衆国ドルの範囲内で、新たに出資を行うことを政府に授権する規定を追加することとしております。

第二に、国際開発協会に対し、四千五億二千二百十五万円の範囲内で、新たに出資を行うことを政府に授権する規定を追加することといたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○委員長(中西祐介君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会をいたします。

午後一時二十一分散会

三月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

(国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正)

第一条 国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律(昭和三十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

7 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、公社に対し、五億六千八百八十八万八千台衆国ドルの範囲内において、アメリカ台衆国通貨又は本邦通貨により出資することができる。

第二条第一項中「及び第六項」を「から第七項まで」に改める。

(国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正)

第二条 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律(昭和三十五年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

20 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、四千五億二千二百十五万円の範囲内において、出資することができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。